

京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化 及び労働環境の確保に関する指針

制定 平成 24 年 8 月 20 日
最終改正 令和 7 年 2 月 1 日

（目的）

第 1 この指針は、京都府が発注する建設工事（除草等委託契約書に基づく業務委託を含む。以下「府工事等」という。）において、下請契約の適正化及び下請負人の保護並びに労働環境の確保に関する遵守事項その他必要な事項について定め、府工事等に係る請負契約の履行を通じ、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）直接請負者

府工事等を府から直接請け負った者をいう。

（2）元請負人

すべての下請契約における注文者をいい、一の府工事等が数次の下請契約により行われる場合は、直接請負者はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。

（3）下請負人

すべての下請契約における請負人をいい、一の府工事等が数次の下請契約により行われる場合は、直接請負者からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負人をいう。

（一括下請負の禁止等）

第 3 一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、建設工事の質の低下、下請負人の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること及び発注者である府の信頼に反するものであること等、種々の弊害を有するものであり、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、原則として、下請負の次数を建築一式工事においては 3 次、建築一式工事を除く建設工事においては 2 次以内とするものとする。なお、下請負の次数がこれを超える場合、直接請負者は、重層下請理由書（様式第 1 号）及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを府に提出するものとする。ただし、特殊で専門的な工事等において、定められた次数を超える次数の下請が必要であると府が認める工事については、その限りではない。

（下請負人の選定）

第 4 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる事項を満たす者を選定するものとする。

（1）その建設工事の施工に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）により営業を禁止さ

れ、又は停止されている者ではないこと及び建設業を営むに当たり必要な許可を受けていない者ではないこと。

(2) 府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止措置がされている者ではないこと。

(3) 第 11 (3) 表ウに定める下請参加停止者として指定されている者ではないこと。

2 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、やむを得ない事由のある場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとする。なお、京都府内に本店を有する者以外から下請負人を選定する場合、下請工事契約時チェックリスト(様式第 2 号)にその理由を記入するものとする。

3 元請負人(京都府暴力団排除条例(平成 22 年京都府条例第 23 号)第 13 条第 2 項に規定する元請契約者又は同条第 3 項に規定する下請契約者に該当する者に限る。)は、府の請負契約に関して下請契約(変更契約を含む。以下同じ。)を同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等との間で締結してはならない。

また、元請負人(同条例第 13 条第 5 項の規定による誓約書(以下「誓約書」という。)を徴する義務を有する者に限る。)は、府の請負契約に関する下請契約の締結に当たり、その相手方から誓約書を徴しなければならない。

第 5 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 過去における工事の施工が優良な者であること。

(2) その建設工事を施工するに足る技術力を有する者であること。

(3) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できる者であること。

(4) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できる者であること。

(5) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できる者であること。

(6) 財務内容が良好であり、経営が不安定である者ではないこと。

(7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められる者であること。

(8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがない者であること。

(10) 労働災害を起こすおそれがない者であること。

(11) 賃金不払を起こすおそれがない者であること。

(12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(13) 取引先企業に対する下請代金、資材購入費等の代金不払を起こすおそれがない者であること。

(下請契約の締結及び履行)

第 6 元請負人は、下請契約(変更契約を含む。以下同じ。)の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請契約ごとに、下請工事契約時チェックリストを作成し、適正な契約がなされているかどうか確認するものとする。

また、直接請負者以外の元請負人は、府工事等に係る下請契約を締結したときには、遅滞なく、直接請負者に、契約書の写しに下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写し(建設業

の許可を有していない者が誓約したものに限る。)を添えて提出するものとする。

- (1) 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款(令和元年12月13日中央建設業審議会決定)又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、府工事等に係る請負契約における必須記載条項として別表に掲げる事項を記載し、下請負人と下請契約を締結すること。
 - (2) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
- 2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
- (1) 下請契約を締結する前に、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分協議の上施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、見積を行うために必要な期間を確保すること。
 - (2) 請負金額は、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を反映した合理的なものとし、その決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。
 - (3) 正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。(資材等の著しい上昇に伴う工事内容の変更をした場合において、当該請負代金の増額をしないことにより、実質的に減額するときを含む。)
- 3 元請負人は、下請契約の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
 - (2) 建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くこと。
 - (3) 下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
 - (4) (3)の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。(下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に、引渡しを受ける旨の特約がある場合を除く。)

(請負代金等の支払)

- 第7 元請負人は、下請契約に係る請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内に支払うこととし、当該期間内においても、できる限り短い期間内に支払うよう努めること。
- 2 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
- (1) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあつては支払額に占める現金の比率を高めること。
 - (2) 請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短く

すること。

- (3) 手形期間は 120 日以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。
 - (4) 元請負人が前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
 - (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がなく、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
- 3 元請負人が特定建設業者であるときは、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、下請負人が特定建設業者又は資本金額が 4 千万円以上の法人である場合を除き、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 請負代金の支払は、第 6 の 3 (3) に規定する建設工事の完成の通知を受けた日から 50 日以内又は元請負人が府若しくは注文者から請負代金の支払を受けたときは、当該支払を受けた日から 1 月以内のいずれか短い期間内に支払うこととし、当該期間内においても、できる限り短い期間内に支払うよう努めること。
 - (2) 手形払を利用する場合にあっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(技術者の適正な配置)

- 第 8 元請負人及び下請負人は、請負金額が 4 千 5 百万円 以上（建築一式工事にあつては 9 千万円 以上）の建設工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。
- 2 直接請負者は、下請契約の総額が 5 千万円 以上（建築一式工事にあつては 8 千万円 以上）となる場合にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。

(建設労働者の雇用条件等の改善)

- 第 9 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。
- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
 - (2) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
 - (3) 賃金は毎月 1 回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
 - (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
 - (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
 - (6) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
 - (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
 - (8) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
 - (9) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努める

こと。この場合、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

- (10) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
 - (11) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
 - (12) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 7 条の 3 各号に掲げる法令及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 17 号）第 4 条第 1 項の規定を遵守すること。
 - (13) 下請契約における労働関係法令の違反について行政指導があったときは、直接請負者に、当該指導文書（労働基準監督官が交付した是正勧告書）の写しを提出すること。
 - (14) (13) において、是正指導を受けた事項に係る是正報告をしたときは、直接請負者に、当該是正報告書（労働基準監督署長あて是正（改善）報告書（監督署の受付印のあるもの））の写しを提出すること。
- 2 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するよう努めるものとする。
- (1) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用しない者にあっても、適正な就業規則の作成に努めること。
 - (2) 災害が発生した場合は、当該下請契約の元請負人及び直接請負者に報告すること。
 - (3) 健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
 - (4) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
 - (5) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。
 - (6) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。
 - (7) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、必要に応じて現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、直接請負者は、これに努めること。
 - (8) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等教育訓練に努めること。
 - (9) 雇用管理責任者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- 3 直接請負者は、次の事項を遵守するとともに、全ての下請負人が第 1 項及び第 2 項に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。
- (1) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）の遵守
 - (2) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る保険料の適正な納付の措置を講ずること
 - (3) 適正な工程管理の実施等の措置を講じること
 - (4) 建設業法施行令第 7 条の 3 に掲げる法令及び最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に係る下請負人の遵守状況の把握
- 4 直接請負者以外の元請負人は前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、直接請負者に協力するものとする。

（施工体制の把握）

- 第 10 直接請負者は、下請契約を締結したときは府工事等についての施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、府に提出するものとする。
- 2 直接請負者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、当該工事に係るすべての下請工事契約時チェックリスト及び下請契約書の写し並びに誓

約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。）を添付し、府に提出するものとする。

- 3 直接請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出するものとする。

（府の指導、助言及び指示）

第11 府は、次に掲げるところにより、この指針の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るものとする。

- （1）府は、直接請負者に対し、この指針の遵守を求めるとともに、直接請負者以外の元請負人又は下請負人による指針の遵守を確保するため、直接請負者に対し、必要な指導又は助言を行う。
- （2）（1）に規定するほか、府は、直接請負者以外の元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認めるときは、直接請負者に対し書面により、是正及び調査その他必要な措置（違反内容が重大であって、直ちに是正等が必要と府が認めた場合における合同調査を含む。）を講ずるよう指示するものとする。
- （3）（1）及び（2）について、次の表に該当するときは、それぞれに定める措置をとるものとする。

対 象 者	措置対象となる行為	措置の内容
ア 直接請負者	(ア) 第3の2、第4、第6の1本文及び（1）並びに第10の規定に違反した場合に、是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (イ) 第3の1、第6の1（2）及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1（1）から（12）までに違反しているおそれがある場合に、報告を求めるなど、府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (ウ) 直接請負者以外の元請人又は下請負人が第3の2、第4の1、第6の1本文及び（1）並びに第9の1（13）及び（14）の規定に違反した場合に、直接請負者としての必要な措置を講じるよう求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。 (エ) 直接請負者以外の元請負人又は下請負人が第3の1、第6の1（2）及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1（1）から（12）までに違反しているおそれがある場合に、報告を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないとき。	指名停止措置要領に基づく措置
イ 府工事等の	(ア) 第4の1及び3、第6の1本文及び（	指名停止措置要領に基づく措

指名競争入札に参加する者として必要な資格を有するア以外の元請負人又は下請負人	1) 並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反し、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。	置
ウ 府工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有しないア以外の元請負人又は下請負人	(ア) 第4の1及び3、第6の1本文及び(1)並びに第9の1(13)及び(14)の規定に違反し、正当な理由なく、是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。 (イ) 第3の1、第6の1(2)及び3、第7の1及び3、第8並びに第9の1(1)から(12)までに違反しているおそれがある場合に、報告又は是正を求める直接請負者及び契約関係にある元請負人からの指示に、正当な理由なく従わないと府が認めるとき。	下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない。

(関係機関との連携)

第12 この指針で遵守を求める法令等を所管する機関との連携を強化することにより、情報共有を図るとともに、法令等違反事案については必要に応じ所管機関あて通報するものとする。

(下請参加停止者の指定期間及び公表方法)

第13 第11の(3)ウに定める下請参加停止者の指定期間及び公表方法については、次に掲げるところによる。

- (1) 指定期間は1箇月とする。
- (2) 公表方法は入札参加資格者のみ閲覧可能な手法でホームページへ掲載して行うものとする。

(契約遵守窓口の設置)

第14 元請負人と下請負人との間に生じた紛争等について把握し、元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を置く。

2 直接請負者は当該府工事等の契約遵守窓口について、工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知しなければならない。